

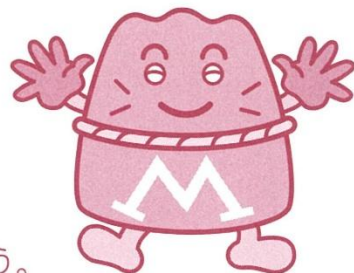
行って!

話して!

楽になる!

借金でお悩みではありませんか? 借金問題は必ず解決できます!

そうだ、消費生活センターへ行こう!



借金問題は様々な方法により必ず解決できます。
盛岡市消費生活センターでは、借金の相談を受けています。
ちょっと勇気を出して、行って、話して、困難から楽になりましょう。

ご相談は ☎ 188 (消費者ホットライン)
または 624-4111

平日
9時~16時

心配ご無用!!

相談すると取立てが止まると聞きましたが
どうのことですか?

→消費生活センターに相談するとすぐに法律家へ取り次ぐことができます。**法律家があなただの依頼を受けると、貸金業者に「受任通知」を送ります。この通知が業者に届いた後は取立てが止まります。裁判所で自分で申し立てをした場合も取り立てが止まります。早く相談して楽になりましょう。**

弁護士や司法書士の費用が工面できません。
相談できないのでしょうか?

→**法律家の費用を立て替えてくれる制度もあります。**また、費用の支払い方法には色々な方法がありますので、まずは相談にいらしてください。相談からあなたの生活再建が始まります。早ければ早いほどいい方向へ向きます。**一日も早く相談窓口にご連絡ください。**



盛岡市消費生活センター CONSUMER AFFAIRS CENTER OF MORIOKA CITY

- 所在地 〒020-8530 盛岡市内丸3-46内丸分庁舎4階
- 相談時間 9時~16時
- 休業日 土・日・祝・祭日、年末年始
- 電話(事務用) 019-604-3301
- ファクス 019-624-4123
- E-Mail shohi@city.morioka.iwate.jp
- ホームページ 検索サイトで「盛岡市消費生活センター」で検索

盛岡市消費生活センターは盛岡市役所の機関です。
相談は無料。秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

借金整理をめぐる気になるあれこれ

1 借金整理をすると、戸籍や住民票、免許証に記載される!?

借金整理（自己破産など）の事実が、戸籍や住民票、免許証に記載されることはありません。

2 借金整理をすると、選挙権がなくなる!?

選挙権も、被選挙権もなくなりません。

3 借金整理をすると、賃借マンション(アパート)を出なくてはならない!?

家賃を支払っている限り、住み続けることができます。

4 借金整理をすると、家財道具を含め、何も手元に残らない!?

冷蔵庫・洗濯機・テレビ等の日常に必要な家財道具・必需品を手放す必要はありません。

5 借金整理をすると、会社を辞めなくてはならない!?

借金整理を理由とする解雇は不当解雇に当たり、法律で禁止されています。

6 借金整理をすると、海外旅行ができない!?

借金整理のうち破産手続き中は、裁判所の許可が必要になります。破産手続きが終了すると、自由に海外旅行することができます。

7 借金整理をすると、家族が代わりに借金を返済しなければならない!?

家族が保証人や連帯保証人になっていない限り、返済の義務はありません。それが子どもした借金であっても親に返済の義務はありません。債務整理をした者の親族というだけで、債権者が取り立てることは違法行為に当たり行政処分や刑事罰の対象となります。

生活資金・ 債務整理資金 などのために

（セーフティネット貸付） 消費者救済資金 貸付制度

◆貸付対象

- 県内に居住または県内の事業所に勤務している20歳以上の方
- 月々の返済が可能と判断される方
- 債務整理資金、生活再建資金などを必要としている方

◆利用条件（令和8年4月1日現在）

用途	債務整理資金	生活再建資金
貸付限度額	500万円以内	100万円以内
貸付利率(変動金利)	年9.50%	年8.925%
返済期間	10年以内	6年以内
返済方式	①毎月元利均等返済(ボーナス併用返済可) ②期日一括返済(1年以内)	
連帯保証人	1名以上	
担保	担保付債務整理の場合 原則不動産担保	なし
出資金	貸付額の1%相当(5千円以上)の加入出資金が必要	
損害金	年14.6%	

◆申込先

消費者信用生活協同組合

盛岡市南大通1丁目8番7号 CFCビル2階
電話 019-653-0001
ホームページ <https://www.cfc-ss.coop/>